

## 地域公共交通活性化協議会とは

### 1 地域公共交通活性化協議会

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」）に基づく「法定協議会」と、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」を併せた会議体となります。

### 2 匝瑳市地域公共交通活性化協議会の設置目的

#### (1) 地域公共交通網形成計画の策定（令和2年度）

地域にとって望ましい公共交通網のあり方を検討し、マスタープランとなる地域公共交通網形成計画の策定に向けた協議を行います。

#### (2) 地域公共交通再編実施計画の策定（令和3年度）

マスタープランとなる地域公共交通網形成計画に描いた公共交通網を実現させるための地域公共交通再編実施計画の策定に向けた協議を行います。

#### (3) 地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様・運賃、料金等に関する協議

#### (4) 定期的な事業の評価及び計画の見直し

▼法定協議会・地域公共交通会議・地域協議会・運営協議会の比較				
	法定協議会	地域公共交通会議	地域協議会	運営協議会
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	道路運送法施行規則（第9条の3）	道路運送法施行規則（第15条の4第2項）	道路運送法施行規則（第51条の8）
主宰者	地方公共団体（市町村（複数可）又は都道府県）	地方公共団体（市町村（複数可）又は都道府県）	都道府県	地方公共団体（市町村（複数可）又は都道府県）
目的	・地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要な協議	・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対面に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議を実施 ・地域の交通計画を策定（任意）	・地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくりその他の生活交通について審議 ・具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の策定	・過疎地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対面その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項の協議
対象となる交通モード	多様な交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）	バス・タクシー（乗合）※路線定期運行のみ	自家用有償旅客運送（NPO等による交通空白地有償運送及び福祉有償運送）
構成員	・地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体 ・関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	・地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 ・一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ・住民又は旅客 ・地方運輸局長 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体  【必要に応じて次に掲げる者を構成員として加えることができる】 ・路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第49条第1号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、道路管理者及び都道府県警察 ・学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	・地域協議会を主宰する都道府県知事又はその指名する職員 ・関係市町村及び関係地方運輸局長又はその指名する職員 ・関係する一般旅客自動車運送事業者	・運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 ・一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ・住民又は旅客 ・地方運輸局長 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ・運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において既に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等  【必要に応じて以下の構成員を含めることができる】 ・学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者

【補足説明】

1 法定協議会とは

地域にとって望ましい公共交通網のあり方を明らかにする地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要な協議を行う。

(1) 根拠法令

活性化再生法第6条

(2) 構成員（活性化再生法第6条）

ア 市町村

イ 関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者等

ウ 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他必要と認める者

(3) 協議の対象となる輸送形態

地域の輸送サービス全般（バス、タクシー、鉄軌道、有償運送、スクールバス、病院バス等）

2 地域公共交通会議とは

地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項等の協議を行う。

(1) 根拠法令

道路運送法施行規則第9条の2

(2) 構成員（道路運送法施行規則第9条の3）

ア 市町村

イ 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

ウ 住民又は旅客

エ 地方運輸局長

オ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

カ 道路管理者

キ 都道府県警察

ク 学識経験者その他必要と認める者

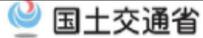
(3) 協議の対象とする輸送形態

乗合バス、乗合タクシー、市町村運営有償運送

(4) 地域公共交通会議を設置することの意義

- ア 運送事業を行う上で通常必要となる道路運送法上の手続きを簡略化することができる。
- イ 路線不定期運行又は区域運行（デマンド型交通）の運行ができる。
- ウ 市町村運営有償運送の運行ができる。

参考：国土交通省資料

各種会議について ②地域公共交通会議 

**【目的】**

- ・ 地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様・運賃（市町村運営バスの必要性を含む）、サービス水準、運賃等について協議
- ・ 輸送の安全、旅客の利便の確保等を説明（運輸局において審査）

**【主宰者】**  
市町村（複数市区町村、都道府県も可）

協議が整った場合

一般乗合旅客自動車運送事業

- ①標準処理期間
  - ・ 事業許可：3ヶ月→2ヶ月
  - ・ 路線延長認可（新規路線）：3ヶ月→1ヶ月
  - ・ 路線延長認可（路線の乗替え等）：2ヶ月→1ヶ月
- ②運行の態様
  - ・ 路線不定期運行又は区域運行を行える（路線定期運行との整合性）
- ③運賃及び料金
  - ・ 認可から届出：3ヶ月前申請→30日前届出
- ④関係機関への照会
  - ・ 警察（公安委員会）への意見照会の省略
- ⑤使用車両
  - ・ 地域の実情に合わせタクシー車両等による乗合運行が可能

19